

(1) 漁港、港湾施設一覽表

令和7年3月31日現在

(注)酒田港は漁港区を記載 ()内、海岸施設長含む。(港湾事務所、鶴岡市、遊佐町、水産振興課)

(2) 漁港管理

県管理漁港(6港)における漁港施設の管理、漁船以外の船舶が利用する場合の届出の受理、漁港施設、漁港区域内公共空地等の占用、工作物の設置等に係る許可(協議)を行う。

由良漁港(白山島)及び堅苔沢漁港に係る漁船以外の船舶保管施設(以下「指定施設」)については、平成18年度から指定管理者制度により管理されている。

ア 県管理漁港

漁港は利用範囲等に応じて第1種から第4種までに分類されている。漁港管理者は漁港漁場整備法の規定により地方公共団体と定められており、原則として第1種漁港は市町村が、第2～4種漁港は都道府県が漁港管理者となる。

漁 港 の 種 類	漁 港 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
第 4 種 漁 港	飛島漁港(勝浦・中村・法木)	酒 田 市 飛 島	昭 和 26 年 07 月 10 日
第 2 種 漁 港	由 良 漁 港	鶴 岡 市 由 良	昭 和 26 年 07 月 10 日
第 2 種 漁 港	堅 苔 沢 漁 港	鶴 岡 市 堅 苔 沢	昭 和 26 年 11 月 14 日
第 1 種 漁 港	吹 浦 漁 港	遊 佐 町 吹 浦	昭 和 26 年 07 月 10 日
第 1 種 漁 港	小 波 渡 漁 港	鶴 岡 市 小 波 渡	昭 和 27 年 12 月 29 日
第 1 種 漁 港	米 子 漁 港	鶴 岡 市 温 海	昭 和 26 年 11 月 14 日

イ 漁港の管理

漁港施設に破損がないか、漁港区域に危険な漂着物がないか等を監視するため、飛島漁港は業務委託により週2回程度の巡回、他の5港は週に1回程度、技術技能員が巡回を行っている。(令和6年度実績)

実施回数	飛島巡回回数(業務委託)	技術技能員	漁港監視実施回数(他の5港)
	112回	2名	231回

ウ 漁船以外の船舶の利用

漁港は漁業の本拠地として整備されているため、漁船以外の船舶が利用する場合には、岸壁(物揚場、船揚場)利用届の提出を受けている。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
岸壁利用届受理件数	53	51	24	25

エ 占用等許可(協議)

漁港管理者は漁港施設を占用等する場合には漁港管理条例、漁港区域内の公共空地を占用等する場合には漁港漁場整備法、漁港区域内にある海岸保全区域の公共空地を占用等する場合には海岸法による許可(協議)を行っている。

許可・協議 件数	漁港管理条例				漁港漁場整備法				海岸法			
	R3	R4	R5	R6	R3	R4	R5	R6	R3	R4	R5	R6
飛島漁港	17	21	2	52	3	6	6	9	5	3	1	6
由良漁港	27	21	1	43	5	7	12	13	10	7	0	21
堅苔沢漁港	8	8	0	19	3	1	4	2	4	0	1	5
吹浦漁港	10	13	7	17	7	9	12	12	9	11	6	11
小波渡漁港	2	1	1	4	0	0	5	1	0	0	0	0
米子漁港	7	3	0	8	0	0	0	0	0	0	1	0
計	71	67	11	143	18	23	39	37	28	21	9	43

オ 指定施設使用許可

漁港施設内にある指定施設を使用する場合は漁港管理条例に基づく指定施設の使用許可が必要となる。

由良漁港及び堅苔沢漁港については、平成18年度から指定管理者制度による管理が行われており、現在公募方式により選定された山形県漁業協同組合が指定管理者となっている。吹浦漁港については、平成30年度から指定施設として指定された。

使用許可件数	R3	R4	R5	R6
由良漁港(白山島)	4	4	4	4
堅苔沢漁港	48	51	48	47
吹浦漁港	5	5	5	5